

平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社菱友システムズ
代表者名 取締役社長 和仁 正文
(J A S D A Q ・ コード 4 6 8 5)
問合せ先
経営管理統括本部人事総務部長
大久保 誠司
電話 0 3 - 5 4 2 1 - 5 8 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

(1) 「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります(変更案第 4 条、なお第 4 条新設に伴い現行定款規定第 18 条、第 30 条及び第 40 条を第 4 条に集約)。
- ② 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります(変更案第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項並びに同条 3 項)。また、監査等委員である取締役の員数を 4 名以内とし、これに伴い、監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を 11 名以内から 15 名以内に増員するものであります。
- ③ 第 5 章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換え、条文の新設等を行うものであります(変更案第 31 条から第 35 条まで)。
- ④ 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります(変更案第 27 条)。
- ⑤ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります(現行定款規定第 30 条から第 33 条まで及び第 38 条並びに第 39 条)。
- ⑥ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります(変更案第 21 条第 1 項、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 38 条)。
- ⑦ 現行定款規定第 39 条の削除に伴い、附則を新設するものであります(変更案の附則)。

(2) その他全般に関する変更

表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 28 年 6 月 22 日(水曜日)
定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 6 月 22 日(水曜日)

以 上

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(事業目的) 第2条 当社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 1. 情報通信システムに関するコンサルテーション 2. 情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施 3. 情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買 4. 工業製品等の設計、解析・シミュレーション 5. 前項に係る解析ソフトウェアの開発 6. 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス 7. 労働者派遣事業 8. 前各号に付帯または関連する一切の事業	(事業目的) 第2条 当社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 情報通信システムに関するコンサルテーション</u> <u>(2) 情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施</u> <u>(3) 情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買</u> <u>(4) 工業製品等の設計、解析・シミュレーション</u> <u>(5) 前項に係る解析ソフトウェアの開発</u> <u>(6) 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス</u> <u>(7) 労働者派遣事業</u> <u>(8) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>
<新 設>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第4条 <条文省略>	第5条 <現行通り>
第2章 株式	第2章 株式
第5条 <条文省略>	第6条 <現行通り>
第6条 <条文省略>	第7条 <現行通り>
第7条 <条文省略>	第8条 <現行通り>
第8条 <条文省略>	第9条 <現行通り>
第9条 <条文省略>	第10条 <現行通り>
第10条 <条文省略>	第11条 <現行通り>
第11条 <条文省略>	第12条 <現行通り>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 <条文省略>	第13条 <現行通り>
第13条 <条文省略>	第14条 <現行通り>
第14条 <条文省略>	第15条 <現行通り>
第15条 <条文省略>	第16条 <現行通り>
第16条 <条文省略>	第17条 <現行通り>
第17条 <条文省略>	第18条 <現行通り>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役会の設置)	<削 除>
第18条 当社は取締役会を置く。	
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は11名以内とする。 <新 設>	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>4名以内とする。</u>

<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>によって選任する。</p> <p>2 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><現行通り></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議をもって会社を代表すべき取締役若干名を定める</u>。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議をもって当会社に取締役社長1名を定める</u>。また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める</u>。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、当会社に取締役社長1名を定める</u>。また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対して</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役および監査役</u>が記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役</u>が記名押印または電子署名する。</p>

<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第29条 <条文省略></p>	<p>第30条 <現行通り></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当会社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、<u>招集通知期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</p>
<p><新 設></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則の定めるところによる。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削 除></p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第40条 当社は会計監査人を置く。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><削 除></p>
<p>第41条 <条文省略></p>	<p>第36条 <現行通り></p>
<p>第42条 <条文省略></p>	<p>第37条 <現行通り></p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第44条 <条文省略></p>	<p>第39条 <現行通り></p>
<p>第45条 <条文省略></p>	<p>第40条 <現行通り></p>
<p>第46条 <条文省略></p>	<p>第41条 <現行通り></p>
<p>第47条 <条文省略></p>	<p>第42条 <現行通り></p>
<p><新 設></p>	<p>附 則</p>
<p><新 設></p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 平成28年6月開催の第48回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成28年6月開催の第48回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>